

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第31号

亀山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>記載事項</u>の変更)</p> <p>第5条 建築主又は築造主は、法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、建築主又は築造主（それぞれ代理人、工事監理者及び工事施工者を含む。）の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、<u>記載事項変更届</u>（様式第4号）により建築主事に届け出なければならない。</p>	<p>(<u>記載事項等</u>の変更)</p> <p>第5条 建築主又は築造主は、法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、建築主又は築造主（それぞれ代理人、工事監理者及び工事施工者を含む。）の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、<u>記載事項等変更届</u>（様式第4号）により建築主事に届け出なければならない。</p>

2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項又は法第18条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、それぞれ省令第3条の5第3項第1号又は省令第8条の2第7項第1号に定める書類（省令別記第2号様式の第4面から第6面まで及び省令別記第42号様式の第4面から第6面までによる書類を除く。）の記載事項に変更があったことを知ったときは、変更後の内容を記載した当該書類を添えて、市長に報告しなければならない。

3 前2項に規定する記載事項の変更について、法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けたときは、前2項の規定は適用しない。

2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項又は法第18条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、それぞれ省令第3条の5第3項各号又は省令第8条の2第7項各号に定める書類の記載事項に変更があったことを知ったときは、報告事項変更報告書（様式第5号）に変更後の内容を記載した当該書類を添えて、市長に報告しなければならない。

3 前2項に規定する記載事項等の変更について、法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項若しくは第4項の規定による確認済証の交付を受けたときは、前2項の規定は適用しない。

備考 表中の [] の記載は注記である。

様式第4号中「記載事項等変更届」を「記載事項変更届」に改める。

様式第5号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

